

## 裁 決 書

〇〇  
審査請求人 〇〇

審査請求人が令和5年11月16日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事 案 の 概 要

- 1 本件審査請求人は、令和5年8月14日付けで「境界の確認及び歩道敷設について」に係る審査請求を行った。
- 2 1に係る審査請求に対し、霧島市長は、令和5年9月20日付け総第154号で却下裁決を行った。
- 3 本件審査請求人は、令和5年10月6日付けで2に係る裁決に対する再審査請求を行った。
- 4 3に係る再審査請求に対し、霧島市長は、令和5年11月8日付け総第200号で却下裁決を行った。
- 5 本件審査請求人は、令和5年11月16日に、霧島市長に対し、審査請求を行った。

### 審査請求人の主張の要旨

- 1 行政不服審査法第3条不作為  
令和4年9月25日付けで要望書  
違法駐車の状態もうかがえることから財産区再度確認とを行うと課長が施112,号書で回答を頂いており確認どころか無視している  
現状である

令和5年2月13日付異議の申したて書提出する、課長より回答  
施第214号書で提出ある

〇〇番地土地所有者〇〇様の〇〇が、不動産屋さんの。経営社なので不動産屋と行政財産区の件について住民より調査依頼を申しのべて要る、わけで行政の不当公権力の行使に当たる権利利

益を求める道路維持管理課長の行為、〇〇と市道との境界についての調査を求めたが復元すること作業いらない地図(法第14条第1項)地籍図

明々明白です住民が集う公民館前の駐車場はなく歩道に止める

始末公共施設を住民から、取り上げて、自由に、使用させているのは不作為、霧島市長さんおねがい致します

## 2 財産区管理自治法定めてる

自治法 296 条の 2 第一項

自治法 296 条の 3 第一

## 3 財産区の運営

財産区は、その財産または公の施設の管理及び処分または廃止については、その住民の福祉を増進するとともに財産区と財産区のある、し市町村の利害ら対立により一体性を損なうことのないように努めなければならぬ 自治法 296 条の 5 の第一項

## 理 由

本件審査請求は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）上の「不作為」に対する審査請求であるものと思料されるところ、法において、「不作為」に対する審査請求は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」（法第 3 条）と規定されている。

しかしながら、本件審査請求においては、そもそもとして「法令に基づく申請」が行われたという事実がなく、審査請求の対象となる「不作為」が存在しないことから、不適法である。

また、仮に、本件審査請求を「令和 5 年 11 月 8 日付け総第 200 号で却下裁決」に対する再審査請求であるものと仮定したとしても、法第 6 条第 1 項では、「…法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。」と規定しており、本件審査請求に係る事案について、再審査請求をすることができる旨を定めた法律も存在しないことから、本件再審査請求は、不適法なものである。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

審査庁 霧島市長 中重 真一 印

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。